人民主権 の史的展

本

圌

明

書においても準備されたものだったのである。 枠をこえた壮大な構図を可能にしたのであり、 それは基本的に本

しかし、杉原氏は法理論だけでフランス革命を分析したのでは

法理論と歴史的実態との二重の分析視点、これが憲法学の

民主権の研究』 的・運動史的に総集成をしたものである。 発展・傾斜してでてくる可能態としての人民主権を、フランス革 命後半期から十九世紀パリ・コミューン期までを対象に、 本書は、 国民主権の対抗原理でありながら、そこから歴史的に (昭和四十六年)に盛られた構想を完結したもの それはさきの労作『国 理論史

といえよう。

谷瑞郎氏の批判、 う概念が、実体化すれば重なりあう部分もあることや、 批判(本書二四頁(17))の前にも色あせていない。国民や人民とい **嶽があると評したが、それはこれまで同書によせられた大多数の** ける国民・人民両主権概念の区別に賛成し、そこにこそ同書の功 級闘争として表出したことまでを否定する見解への反批判ともな 決定の方法と現実において明らかに異なる規定・様態が存在する 民主権との法理論的区別を否定する根拠にはならない。 のために混同して用いられていたとしても、それは国民主権と人 存在する限り、その区別はあくまで有効だからである。 評者も先書への書評 (『史林』 五五の三) で、 さらに、これと対応する近代的所有の法概念・修正概念が すなわち、 フランス革命が国家権力をめぐる階 フランス革命にお これは大 国家意志 そのこと

> の背骨全体にもかかわることなので避けるわけにはいかね。 書の冒頭二○頁余りをさいた著者の反批判の箇所、ひいては本書 ではそれはどこまで整合性をもって貫かれているか。これは本 関係概念の導入をこそ=八九年主権論争(第一 一編第一

とを意味するものではない。自然状態では未だ主権は存在しない. P. 256)}。 だが、このことは主権権力がこの個人に分有されるこ 自然権の主体のことである{シエイエス人権宣言草案 (A. P. T) 治的情勢の分析が必要であるが、杉原氏はまず、個人意志がつね 分なのであるが、この個人とは自然状態の個人で、自由・所有 権力の自然権との関連づけに、(辛うじて)言及している唯一の部 としている(本書二一一二二頁)。シエイエスの右の引用は、 の決定権を人民に帰属させようとする人民主権をあらわしたもの 同第三身分論とそれにいわば先導される人権宣言とを、国家意志 用をもとに、また人権宣言にみられる第六条の全市民の法律作成 に権力の淵源 がどのようなものであるか、②同宣言発布をとりまく客観的・政 る。この主権概念の正しい把握のためには、①その自然権的 への参画権、 まず、八九年人権宣言を、人民主権と規定する著者の立場であ 第十四条の租税承認・使途追跡権等をよりどころに (傍点評者)とするシエイエス第三身分論からの引

評

書

本らである。なお、「四万の教区からくまなく住民をあつめ、代表形成に普遍性を帯びさせようとの意図から発したもので、こ代表形成に普遍性を帯びさせようとの意図から発したもので、これについては、現実の三部会選挙が、果たして第三身分層の間で、れについては、現実の三部会選挙が、果たして第三身分層の間で、れについては、現実の三部会選挙が、果たして第三身分層の間で、なの代理=委任の内容、代表形成の目的をこそ問題にしなければならぬ。

身分論第三章一、三節)、立憲国家樹立とひきかえの州特権の放身分論第三章一、三節)、立憲国家樹立とひきかえの州特権の放棄(ドフィネ州の特別変化が、統一意志を求めて動いたことはない。命令的の再度の権限(マンダ)請託を求めて動いたことはない。命令的の再度の権限(マンダ)請託を求めて動いたことはない。命令的の再度の権限(マンダ)請託を求めて動いたことはない。命令的委任はこの時期においては、特権身分・特殊団体の代理行為を意委任はこの時期においては、特権身分・特殊団体の代理行為を意会の主力によってカテゴリックに否定さるべきものであった。要するに「国民代表」が、何に抗して展開された理論であった。要するに「国民代表」が、何に抗して展開された理論であった。

審まで B.N. Nouvelle Acquisition No. 21053 Oeuvre de Saint-審まで B.N. Nouvelle Acquisition No. 21053 Oeuvre de Saint-

それは、純粋代表制=特権身分にありがちな代理の禁止

なる公吏にも…」を字義どおり、各市民に主権権力が分有される権宣言第六、十四、十五条の「すべての市民」や「社会は、いかなのである。こちらをこそ人民主権とよぶにふさわしい。 法を示すものであり、いわば社会体の運営のあり方を定めたものの個々の市民の、時には集団としての人民の反抗・権力奪取の方の個々の市民の、時には集団としての人民の反抗・権力奪取の方

ち、資格審査は、

民議会成立の経緯にふみこんでしまった。

実はこの二つのものは

玉

Juste p. 87, 88, 98-100)°

これは、議会や政府つまり社会形成後に設置された公的制度

すでにわれわれは自然権の問題から始めて客観的政治分析』

- 資格審査」を媒介項として連鎖しあう関係なのである。すなわ

自然権の一部であり{六月十日トレヤール発言

シェイエスの同意 (A. P. T 🔟 p. 79-80)}、これを抵抗権の行使

郡

ろに特徴がある。そのためなのか八九年人権宣言前後の客観状勢対応関係としてでなく、敢えてねじれた関係として提示するとこ術的配慮から採用する主権論との乖離を強調することによって、

最大限その対応をさぐりだす代わりに、階級固有の主権論と、戦

法理論と歴史分析を、両者の精密な分析をとおして

人民主権とは解すべきでないとの結論が導かれよう。文理的解釈人民主権とは解すべきでないとの結論が導かれよう。文理的解釈人民主権とは解すべきでないとの結論が導かれよう。文理的解釈人民主権とは解すべきで初めて樹立される論理は、決して八九年人権宣言じたいの中に含まれているとを形成する権力(pouvoir constituant)が、国家権力(pouvoir constitua)を造出したのちに再びそれを改廃することを認めるという論理は、決して八九年人権宣言じたいの中に含まれているとはいえないし、それは革命の歴史的展開にともない、九三年の固有の状況のもとで初めて樹立される論理だからである。

さらに花房日の基を「主着房里と」その担い与れる附系の末見さらに花房日の基本的な転換が伴っていないかぎり、あくを一時的に受け入れる態度を示すような場合」があるが、ただしを一時的に受け入れる態度を示すような場合」があるが、ただしで、それは、階級関係の基本的な転換が伴っていないかぎり、あくされば、階級関係の基本的な転換が伴っていないかぎり、あくって、本房日の基本の表面の表面の関係の主導勢力が、階級関係(基盤か一評者)を異にする第三の関係について次のような指摘がある。すなわち、一方においとの関係について、

については、「(主導勢力たる)国民議会とブルジョワジーは、サシキュロット分子では決してない。 国民議会とブルジョワジーは、エキュロット分子では決してない。

大きすぎるのではあるまいか。 大きすぎるのではあるまいか。 大きすぎるのではあるまいか。 大きすぎるのではあるまいか。 大きすぎるのではあるまいか。 大きすぎるのではあるまいか。 大きすぎるのではあるまいか。 大きすぎるのではあるまいか。 大きすぎるのではあるまいか。

ここで微妙な形ではあるが、民衆革命への過大評価と、人民主

問題は九三年人権宣言・憲法解釈にもある。別評ですでに述べたことの反復をさけ、次の点だけを指摘しておきたい。著者の論たことの反復をさけ、次の点だけを指摘しておきたい。著者の論たことの反復をさけ、次の点だけを指摘しておきたい。著者の論たことの反復をさけ、次の点だけを指摘しておきたい。著者の論はしてとなるはずである。しかるに、山岳派あるいはジャコバンが、一人民主権論者であることを論証している箇所は先書・本書をとが国民主権論者であることを論証している箇所は先書・本書をとが国民主権論者であることを論証している箇所は先書・本書をとが国民主権論者であることを論証している箇所は先書・本書をとが国民主権論者であることを論証している箇所は先書・本書の記述といい、

147 (311)

でが平告からすっぱ、このシノノマから音省が昇攻され、(喜のこだわりの狭間でとまどいを覚えたのではあるまいか。柴田理論で通説化するかにみえる「ブルジョワジーの主導性」へまれをたとえ制限つきであろうと人民主権論ととらえたい欲求と、案するところ、杉原氏は、ジャコバン固有の主権論については、

たかった。 「種類の人民主権論を、互いにつきあわせつつ描出していただき 「種類の人民主権論を、互いにつきあわせつつ描出していただき だが評者からすれば、このジレンマから著者が解放され、(第 にかった。

いう局面を明らかにしてほしかった。

二 ヴァルレ、バブーフの問題状況(第一章二、第二章)

実相に迫っている(本書八四―九七頁)。 この点は制度としての分権体制をそのままサン=キュロット運動 樹立運動にまで高められた、 する反証となる部分である。著者は九二年段階と異なる、民衆の 動の高揚過程とからめながら克明に論じているからこそなのであ されるデクレの制度」、 の本質とおきかえた感のある井上氏に比べ、杉原氏の方が歴史の たんなる強制行動から、 リズムの表現にすぎず、統一的国家意志形成機能を欠いている」 る。ここは井上すず氏の提起した、人民主権は「民衆的フェデラ (同氏、『ジャコバン独裁の政治構造』一二七—一三二頁)にたい 人民主権の構想を、 *命令的委任の方法に依らないで特定の状況から採択を余儀なく そうした印象を抱くのは、ヴァルレにおける直接民主主義的な 「サン=キュロット運動の十全の指針となりうる構造 客観的歴史分析すなわちサン=キュロッ 要するに革命政府の構想を欠いていたこ 議会とは別個の中央組織(民衆権力)の 九三年段階の特質を描き切っており そこからヴァルレの人民 , 上運

ルレの行動(六月二日革命の終了後の出身自治区への再回帰)とら、サン=キュロット権力の上限、およびこれに制約されたヴァ史上、つまり分権的セクションと統一体コミューンとの関係史かにさらに密着するために、今一歩、九三年パリ・コミューン形成とが指摘される(同一〇〇頁)のであるが、ヴァルレの問題状況

ろう。 連合』に至るまで生命を保ち続けている人民主権の歴史的意義」か 形成そのものは、 憲法よりも制度を重視し、 これは、柴田氏が、平等派の革命独裁論に、 到達していたとして、「統一的国家意志の形成と執行の原理として フの反権力的志向とブオナロッティの人民不信が、一応の解決に とになる(二〇〇一二〇九頁)。また、総裁府内部におけるバブー 主義を実現する手段としても認めていた」ところに求められるこ ら正当化されるとはいいがたい。 としてはなお決め手を欠くことになるが、これが、「今日の『左翼 るものの、直接民主主義的な人民主権論にたつ、統一的国家意志 ナーキズム的傾向をさほどまで観取する必要はないように思われ カオス的性格を認めるのと興味深い対照をなしているが、 の人民主権」への著者みずからの確信を深める根拠となっている。 的解釈とは異なり、「人民主権を、土地共有・分配の平等の社会 「人民主権を革命政府論で補強し」た点に、 バブーフ主権論の画期性は、このヴァルレとの対照において、 したがって、さきの井上氏の批判それじたいに対する回 実践的には未確認であるという事実は残るであ 集団独裁の立場をとるバブーフに、 主観的心情は別として、 両者の分極的志向・ またブォナロッティ 確かに、 ァ

ける永続的団結禁止の強化などのくだりは、かなり明細で、いか 続的団結の禁止、それに労働手帳の制度の持続、一八三四年にお ている(二二九—二四八頁)。とくに低賃金に規定された労働条件 共著『フランス労働史』などを駆使して労働者の実態把握に迫っ どについてドレアンの『労働運動史』や、ドレアン、ドオーヴの ら入って、工業の機械化、労働者の賃金・生活状態、法的規制な に著者が歴史的実態を重視したかが汲みとれるところである。 の劣悪さや、ナポレオン期刑法典いらいの一時的団結の禁止と永 くと、本質的に労働者階級の形成過程にあたるとの概史的展望か 十九世紀前半は、一八三〇年頃から一八四八年までを念頭にお 十八世紀史的手法と十九世紀史的手法(第二篇第一、二章

でにはとどかず、それかあらぬか、一八四八年二月革命にみられ の予備段階として総括されている(二五七頁) 働者間の階級的自覚への契機いわば、人民主権論の開花にむけて た分析はなされずに、一八三一年リョン絹織工の暴動と同様、 る労働者の動向は、その多様な要求項目や抵抗闘争の展開に即し [(『民衆運動と社会主義』勁草書房六八―七二頁参照)の解明ま 喜安朗氏が明らかにしたような労働者の多様な存在形 労

会との結合など、 職能別コルポラシオンの生成、 ここには重要な問題が含まれている。 |の労働者階級という視点に流され、二月革命期に現出した各 労働者層の自律性の深化にふみ込みえないでい リュクサンブール代表者中央委員 著者はややもすれば形成

> 後身としての合同コルポラシォン協会という、労働者の組織化 者はドローズの『フランス政治思想史』を引用して、「フーリ ていないとして黙殺すること (二七〇一二七一頁) ともなる。 中央組織をみすごすことになる。より端的には初期社会主義者を 中から地区・セクションを下部組織としてもつに至った集権的な 者が選んだのはあくまで権力の奪取という契機を含んだ政治行動 概念の構成をするか、いずれかの道をとるべきでなかったか。 の原理と接受する場合もしない場合もふくめて包摂しうるような 臼主権概念の転換をはかり、労働者の自律的運動を、それが政治 れが労働者の自己運動にたいして包摂しうる限界をも明示するか ような主権構想としておしとおすこと。そしてその代わりに、そ 令的委任を通しかれら自身による権力の分担・行使を可能にする もしそうだとすれば、十九世紀における人民主権概念は狭隘なも 理解しなかった」と説く。 よって提起された問題を少なくとも幾らかずつは解決することを 役割を無視しており、国家の干渉のみが、プロレタリアの形成に とプルードンは国家の成員の解放において国家の引き受けるべき 論じたなかで、フーリエ、プルードンを、国家論・主権論を論じ の原理のみであった。そのためリュクサンブール代表者中央委の わち、〇十八世紀の小ブルジョワ的民衆を労働者におきかえ、命 って、人民主権概念を再構成すべきでなかったであろうか。すな のとならざるを得ない。そもそも著者は十九世紀を論じるにあた それは人民主権とかかわりがないと著者はいうかも知

業・大工場労働者やマニュファクチャー労働者、 だが、プロレタリアに限らず、当時の生成したばかりの基幹産 手工業職人の提

垣:

るのである。

評

ードンは、同一職種の異なる工程や、また異なる職種の労働者の起した問題を、少なくとも幾らかずつ解決する手段として、プル

会思想2-2』一八頁、同「二月革命と社会主義」『思想』六四会思想2-2』一八頁、同「二月革命と社会主義」『思想』六四本に、大土地や工場など私有財産の掲棄の方向に求めたのである。著者じしんが、権力の階級性・労働者じしんの階級的孤立性を考える契機になったものとしてとりあげた(二五〇一二五立性を考える契機になったものとしてとりあげた(二五〇一二五立性を考える契機になったものとしてとりあげた(二五〇一二五立性を考える契機になったものとしてとりあげた(二五〇一二五立性を考える契機になったものとしてとりあげた(二五〇一二五立性を考える契機になったものとしてとりあげた(二五〇一二五立性を考える契機になったものとしてとりあげた(二五〇一二五立性を考える契機になったものとしてとりあげた(二五〇一二五立性を考える契機になったものとしてとりあげた(二五〇十二五)の解決を検討を表している。

ルイ・ブラン非難がそのまま、これら権力重視派の実像を示して たるものであろう。 場に作用・反作用を及ぼさずにはおかない。 回避してそれじたい実現される可能性はないと考える。 る以前の段階で、 いるとも断定しがたい。 ドン提案に対するチエールの攻撃はそうした反作用の先端部にあ 「社会革命」の計画も、 評者もまた、プルードンの構想が、 著者自身が問題とする労働者の「解放」運動の さらにまた、 だが、 実現が日程にのぼるとき、 著者のプルードン評はこれを論じ プルードンのジャコバン批判や 権力的契機・政治的緊張 立法議会でのプル 必ず政治の磁 ŀ١ いかなる

中に繰りこんでいるかを考えたい。

はいたが、革命はこの二つのものをおしつづめたのである)。

五号、四一―四二頁に引用)をいかにプルードンが自己の思想の

り、一歩すすめて集団の形をとりつつ主権主体として新政府の樹 それがさらに個的権利の淵源としての自然権をてこにみずから主 である。いいかえれば、十八世紀世界は、社会を論じることが即 もとづく。八九年の所有権とともに、それらは政治のタームなの する概念であり、自然権の一つに生存権が加えられたのもこれに 権の分有者として命令的委任を堅持しつつ議会・政府に抵抗した 国家(社会体)において市民資格をえ(八九年シエイエスの論理)、 は、資本主義社会から抽象された自然権の主体たる個人が、 したといえるのであるまいか。十八世紀、つまりフランス革命期 重要な契機を見落とすことになりかねないのである。 ィドロにみるように市民社会論は国家論に半ば先行して成立して 国家(政治)を論じることであったのである。(確かにケネーやデ の市民は、生活苦の民衆、問屋制資本のもとの手工業職人を包含 立にむかうこと(九三年ヴァルレの論理) これを要するに、 著者は十八世紀史的手法で十九世紀史を裁断 が描かれた。しかもこ 契約

それ 界の拡がりが、一転して社会を論じることと国家 安前掲書六〇頁、 生産次元での自己回復、階級的自立を意味するものであった(喜 権の名残りとしての労働権・雇用の自由に対応するものとしての 働の権利という言葉とそれがくるみこむ現実である。それは自然 ることとを別次元のものとした。これを象徴的に示すものは、 ところが十九世紀(すでに前半)においては、産業・労働の世 (九三年、 経済権力の担い手たる雇主・ サン=ジュスト、 阪上前掲第二論文四七頁)。 ロンム)つまり政治のタームで 資本家からの独立を意味する、 (政治)を論じ 労

恶

バブーフまでを含む十八世紀的変革の分析には有効であった。 唯一の手がかりを求めた限りにおいて、 権的持続的指導組織として定立させることの中に、 の核にすえ、他方、革命政府論を、 著者の方法は、人民主権の手段として命令的委任や抵抗権をそ 人民意志に依拠しつつその集 政治のタームが生かされ、 民衆の解放の ح

りの結合においてこころみたのであった。このうちで著者によっ 現状把握とその解決方法の模索を、つまり国家と社会のかれらな 十八世紀的主権論になお執着を示しているかにみえるコンシデラ て比較的よく密着して汲みあげられているのはルイ・ブランであ プルードンのほかにも、サン・シモンやルイ・ブラン、 それに

になることであるまいか。

とは、

の契機を重視する立場からのみ国家と社会のたぐりよせを行うこ みきわめることなく、たんに、労働者階級解放の手段として権力 れにひきかえ、十九世紀については、著者のように社会の拡延を

その間口の狭さを露呈することになろう。

るが、それはかれが社会改革=労働の組織化にとって、国家権力 主権概念の変容をよぎなくさせるものである-を確立しておれば であるが、もし十九世紀史に芳わしい手法-それは先述のように か否か」で初期社会主義者たちをふるいにかける(二七一頁) っているか否か、労働者階級の意思に基礎をおく権力を想定する の果たす役割を重視した(三二六一三二九頁)という点で、 ン(三〇三一三一三頁)も含め、それぞれの立脚点から労働者の 「貧困階級じたいが権力の担い手となることなしに、権力が |の契機を重んじる著者との「幸福な一致」によるものである。 「民衆じたいが権力の担い手となるような主権構想をも モンについてもこれをエリートによる「テクノクラシー」 権力 の

> もできたはずである。因みに特権身分の代わりに地主階級を、 民主権ならね「国民主権」の一転形形態として評価しなおすこと 放の)任務を果たしうるとする楽観性」(二七三頁) とはたとえ先のような切りすてを肯定する人々にとっても少々気 より)。 ことも考えられる(吉田静一『サン・シモン復興』未来社三八頁 で構成される最高会議つまりかれのいう「産業的君主制」をおく 業的平等をおいてみよ。また、立憲的議会制の代わりに、 然権的個人の代わりに生産者個人を、自然権的平等の代わりに産 にとどまらず、その産業者階級主体の未来社会像を、 ついでながら著者がサンシモンの著作にふれていないこ と批判する おそらく人 産業者

の革命家を捉えてもらうか、 十月三一日の決起のいずれかを含む、 点は一八四八年三月十七日の示威、 いてふれた部分は、ブリュアの引用になる一八三九年五月一二日 か。たとえば、ブランキの主権論を説明すべくその実際活動につ れた蜂起論と革命政府論をいうまえになすべきことがなかったの れじたい至当なものと思われる。だが、ここでも、 ブオナロッティを媒介としたバブーヴィズムの継承との把握 主権論からすれば至極、当然であり、ことにブランキにおける、 ン、ルイ・ブランに多くのスペースがさかれているのは、 のくだり=四季結社事件のみにとどまっている(二八九頁)。この プルードン、サン・シモンにひきかえ、ブランキ、 7 ポラシオン労働代表者とブランキの接触状況を、 でなければ、 同五月十五日の暴動、 いま少し長い展望の中でこ 例えば、 民衆と切断さ 二月革命直後 コンシデラ 著者の はそ

レ、バブーフ論でみせた密度の濃さに匹敵する程度にほりさげて

(三三八頁)

頁)著者じしんが、リースらアナーキスト的解釈

挙か制限選挙かは市民憲法(国民主権)の枠内の問題で、時間を 準備に傾く労働者との間にずれを示している(S・モリニエ著『コ も興味深いところであり、ブランキ自身は議会選挙問題をめぐっ 働者階級の未成立という十九世紀前半の時代的制約性に帰着させ の検証、その多岐的な顕現可能性を描出するには至っていない。 との注目すべき指摘はあるものの、状況に密着した人民主権概念 与えない限り普選も名望家支配をもたらす(二五三、二八八頁) も及ぶべき材料を提起していると思われるが、著者には、 キの洞察・予見力の鋭さを示すとともに、人民主権論の再構成に ミューンの炬火』栗田勇・浜田泰三訳五七頁)。この問題はブラン てその無期限延期を求め、 いただきたかった。ここはカベやルイ・ブランの対応と比較して ることを急いでいるかのようである。 ここでも著者は、ブランキの少数者による武装蜂起を、近代的労 コルポラシオンを基盤とする選挙への 普通選

を内包する人民主権を統一的に表明したというところに力点がお最後のバリ・コミューンは、著者の位置づけでは、労働者階級の形成と拡大強化という主体的・客観的条件の成熟の上に開花した、社会主義の実現・維持の手段としての人民主権の本格的表現た、社会主義の実現・維持の手段としての人民主権の本格的表現が態とされる(三四五一三四六、三八九頁)。それゆえ、コミューンの諸動向も、またその内部の諸潮流も、斉一的な本質をもったりの形成と拡大強化という主体的斉一性 (第三篇第一、二、三、四章)四、パリ・コミューン

たとえば、二〇区共和主義中央委員会の宣言をもとに(三七〇

かれる(三九二一三九四頁)。

じたいが、契約によって生じる国家のあり方を直ちに、(かつ全 ゆだねられるとし、 Ş 上すず氏のさきの批判(本評二参照)を意識して提起したと思わ 面的に)規定するものでなく、契約の内容こそが問題である、と 国家形成がコミューン間契約によるものだとしても契約行為それ 人民主権のレゾン・デートルは、その限りで尤もなものである。 が主張されている。こうした著者の読解は理路整然としており、 予算、租税の確定と割当、地方事務の管理等と規定するところか きでなく、一コミューンの機能は、当該地域のみを管轄する収支 除権をもっているか」とみずから問いかけ、答えは、そう解すべ てのみ連合が成立し、連合の意思決定にたいする拒否権、 ーン連合は、各コミューンが主権国家的存在で、同意事項につい 三頁) もその一つであろう。「加盟契約的で、国家連合的なコミュ れる、複数のコミューン連合のもつ統一性の強調(三九八―四〇 国の全般的管理事務は、あくまで統一体としての中央政府に 統一共和国と自治コミューンとの共存可能性 適用免

強固な姿勢をつらぬいているように思われる。
も著者は、現代的政治課題にひきよせて歴史を再構成せんとするの民主的条項の問題以上に)決め手を欠くものであろう。ここでの民主的条項の問題以上に)決め手を欠くものであろう。ここでの民主的条項の問題といわざるを得ず、この種の論議は、(九三年憲法り未踏の問題といわざるを得ず、この種の論議は、(九三年憲法がそれはあくまで理論的整合性であって、果たして労働者主だがそれはあくまで理論的整合性であって、果たして労働者主

する鋭い指摘もこれを支えている。

歴史現実としてのコミューン議会やその他の上部組織と区の関係理論的可能性としての国家とコミューンの共存よりも、むしろ、

書

やコミューン議会を解釈すべきであるまい」(四〇三頁また三七 バン派、ブランキ派についての固定観念から、パリ・コミュー 軽蔑せず、考えを変化させていったこと(四二四頁)である。 プルードン派もコミューンでは階級闘争から噴出する革命行動を 要性についての基本的一致(四〇三—四〇四頁の引用参照)、また めざすことや、第二帝制下のような過度の中央集権を破壊する必 されている。すなわち、パリの自治・自由の制度の、 理解をうらづけるべく、ルージェリとルフェーヴルの見解が引用 九頁も。)として対立の契機のむしろ否定に傾いている。そうした まで認めるかという問題がある。著者は「プルードン派、ジャコ 央集権主義対連合主義、政治革命対社会革命の対立をどのていど 全国拡大を

ーン研究によって、国民衛兵中央委員会とコミューン議会の関係

われわれはいくつかの重要なコミ

こそ問われるべきであろう。

だが、民衆革命という新しい現実のなかで既存の理論はいったん 研究』下巻、二七七頁)は、説得力がないであろうか。 コミューンにおける内部分裂について」岡田与好編 コミューン』中公新書一五四、一六〇、一七二頁、同氏「パリ 路線は形をかえて登場した、とする柴田氏の見解 溶解したが、公安委員会や軍事指導をめぐる問題で、二つの革命 ミューンの過程でどのように変貌したかという問題も興味を惹く。 ミューン論を裁断しがたいことは事実である。 確かにパリ・コミューン以前からの支配的二潮流の理念で、 諸潮流がパリ・ (同氏『パリ・ 『近代革命の コ

裂の前にたじろいでいるかのようにみえる (三八○─三八四頁) づけではこれに論及せず、恰かもコミュー それでいて、著者は、バブーフ主義と比較しつつ次のような最 ン議会内部 の深刻な分 153

ら、バブーフ論であれほど前面にうちだした革命政府論との関連

著者は、公安委員会創設の経過、これをめぐる論争を示

し な

ブーヴィスムのレベルにも到達していなかった」(四一七一四二、地前も開始後においても、検討のための時間の絶対量が不足して始前も開始後においても、検討のための時間の絶対量が不足して始前も開始後においても、検討のための時間の絶対量が不足して規い出したのにひきかえ、バリ・コミューンは、コミューンの開東とサン=キュロット的民衆独裁の二つの対立を止揚する方式を終的審判を下す。すなわち、バブーフ主義がジャコバン的少数独

実であった。 躁・連帯・相互不信を交叉させながら生々しくぶつかりあった現 れに比し、パリ・コミューンは、 主主義と矛盾なく)構想されていようとあくまで計画であり、こ 革命政府それじたいは、バブーフによっていかに精緻に 前史、つまり陰謀にむけての歴史的経験・実態はともかくとして、 では失敗であった、 を外敵から防衛すべき革命政府——民衆意志に基礎をおきつつも、 おしどおりパリ・コミューンが充足したことを認めながら、それ ○頁)と、はなはだ手厳しい審判をである。 人民主権の手続きを厳守することは要求されない――の樹立の点 著者は要するに、人民主権の実現については、著者自らのみと ンはバブーフの陰謀よりは重たい。 民衆革命がもった現実的意味も含め、パリ・コミュ と総括したいのであろう。バブーフの陰謀は 組織と組織が、 自負・渇望・焦 (直接民

する性急さがうかがえぬであろうか。り十八世紀的政治革命の尺度で十九世紀の社会革命をはかろうと姿勢に、それがコミューン評価のすべてではないとしても、やは

理されている。そのことも含め、本書は憲法学者としては稀有な 史」としての古典的位置を占めることは疑いない。 やはりこれを歴史学の立場で吟味しなければならぬであろう。 の動向をあらわす綱領類が、コミューン期のそれとともによく整 たいしては、それが法理論定式化のための方途であるとしても、 らぬであろう。だが、杉原氏の歴史(とくに十九世紀史)解釈に のものの理解が必要で、そのための法理論的訓練も忌避してはな の道をひらくには、著者がフランス革命で定立させた主権概念そ ほど、歴史の中に踏みこんだ書である。そこで歴史学からの対話 コミューン前の労働者の状況、一八六〇年代以降の宣言、 たことが推察できる。 マルクス等の引用からも、 多々批判をならべてしまったが、第二篇の場合と同様、 最後に、この書は「フランス十八・九世紀マルクス主義主権論 著者がすすんでこうした役割を引受け 要所における かれら パ ij

(A5判 四三八頁 一九七八年七月 岩波沿店 三二〇〇円)

〒命政府論の成熟度如何でパリ・コミュー

ンを裁断する著者の